

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第四条の二十一の四まで（現行のとおり） （口座管理者の登録等）</p> <p>第四条の二十一の五（現行のとおり） 一から六まで（現行のとおり）</p> <p><del>七 条例第五条の二十三の二第二項の規定による申請</del></p> <p>八（現行のとおり）</p> <p>九（現行のとおり）</p> <p>十（現行のとおり）</p> <p><del>十一 第五条の四の三第一項の規定による申請</del></p> <p>二から五まで（現行のとおり） （一般管理口座の更新）</p> <p><del>第四条の二十一の五の二 条例第五条の二十一の二第二項に規定する規則で定める期間は、平成二十三年度から始まる五箇年度ごとの各期間とする。</del></p> <p>2 条例第五条の二十一の二第一項ただし書に規定する規則で定める者は、口座管理者とする。</p> <p>3 条例第五条の二十一の二第二項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該一般管理口座の口座番号</p> <p>二 振替可能削減量の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第四条の二十一の四まで（略） （口座管理者の登録等）</p> <p>第四条の二十一の五（略） 一から六まで（略）</p> <p>七（略）</p> <p>八（略）</p> <p>九（略）</p> <p>十 第五条の四の二第一項の規定による申請</p> <p>二から五まで（略）</p>

4 ~~条例第五条の二十一の二第二項の規定による申請は、別記第一号様式~~  
~~の十八の六の二による一般管理口座更新申請書により行わなければ~~  
~~ならない。~~

(管理口座の廃止)

第四条の二十一の六 (現行のとおり)

2 及び 3 (現行のとおり)

4 知事は、~~条例第五条の二十一の二第二項又はこの条第一項若しくは~~  
~~前項各号の規定により管理口座を廃止したときは、遅滞なく、別記第~~  
~~一号様式の十八の八による管理口座廃止通知書により、当該管理口座~~  
~~の口座名義人に通知するものとする。~~

第四条の二十一の七から第四条の二十一の十六まで (現行のとおり)

(添付書類)

第四条の二十一の十七 (現行のとおり)

一から四まで (現行のとおり)

五 ~~第四条の二十一の五の二第四項の一般管理口座更新申請書~~

~~六から十四まで (現行のとおり)~~

十五 ~~第四条の二十一の二十第二項の削減量口座簿記録事項証明書~~  
~~交付申請書~~

十六 ~~第五条の四の三第一項の充当記録等申請書~~

2 (現行のとおり)

第四条の二十一の十八及び第四条の二十一の十九 (現行のとおり)

(管理口座に記録されている事項の証明の申請)

第四条の二十一の二十 ~~条例第五条の二十三の二第二項に規定する規~~  
~~則で定める事項は、次のとおりとする。~~

(管理口座の廃止)

第四条の二十一の六 (略)

2 及び 3 (略)

4 知事は、~~第一項又は前項各号の規定により管理口座を廃止したとき~~  
~~は、遅滞なく、別記第一号様式の十八の八による管理口座廃止通知書~~  
~~により、当該管理口座の口座名義人に通知するものとする。~~

第四条の二十一の七から第四条の二十一の十六まで (略)

(添付書類)

第四条の二十一の十七 (略)

一から四まで (略)

五から十三まで (略)

十四 ~~第五条の四の二第一項の充当記録等申請書~~

2 (略)

第四条の二十一の十八及び第四条の二十一の十九 (略)

- 一 保有している振替可能削減量等の種類並びに数量及び識別番号
  - 二 条例第五条の十一第一項の義務の履行の状況(指定管理口座の場合に限る。)
  - 三 振替可能削減量等の発行、取得、移転、義務充当又は充当記録について、次の事項
    - ア 当該振替可能削減量等の種類並びに数量及び識別番号
      - イ 当該発行、取得、移転、義務充当又は充当記録がされた日
- 2 条例第五条の二十三の二第一項の規定による申請は、別記第一号様式の十八の十八による削減量口座簿記録事項証明書交付申請書により行わなければならない。
  - 3 条例第五条の二十三の二第二項の規定による書面の交付は、別記第一号様式の十八の十九による削減量口座簿記録事項証明書により行うものとする。
- (削減量口座簿に係る手数料)
- 第四条の二十一の二十一 条例第五条の二十三の三第一項第一号に規定する規則で定める者は、口座管理者とする。
- 2 条例第五条の二十三の三第二項の規定により、同条第一項各号に規定する手数料を減額し、又は免除することができる場合の基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
    - 一 国又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条の三に規定する地方公共団体から申請がある場合 免除
    - 二 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定により保護を受ける者から申請がある場合 免除
    - 三 市町村民税(特別区民税を含む。次項第二号において同じ。)又

は所得税が課されていない者から申請がある場合 免除

四 前三号に掲げるもののほか、知事が特にその必要があると認める  
場合 減額又は免除

3 前項の規定により、手数料の減額又は免除を受けようとする者は、  
別記第一号様式の十八の二十による手数料減免申請書に、次の各号に  
掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面を添えて知事に提出し、そ  
の承認を受けなければならない。

一 前項第二号に該当する場合 同号に規定する保護を受けている  
ことを証明する書面

二 前項第三号に該当する場合 市町村民税又は所得税に係る納税  
証明書その他同号に該当する事実を証明する書面

三 前項第四号に該当する場合 知事が必要と認める書面

第四条の二十二から第五条の四まで (現行のとおり)

(措置命令があつた日の属する削減義務期間)

第五条の四の二 条例第八条の五第一項第二号に規定する規則で定め  
る場合及び規則で定める期間は、条例第五条の十八の規定により削減  
義務期間が変更された場合及び命令があつた日以前の直近の削減義  
務期間とする。

(充当記録)

第五条の四の三 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

第五条の五から第十五条まで (現行のとおり)

(自動車環境管理計画書の提出等)

第十六条 (現行のとおり)

第四条の二十二から第五条の四まで (略)

(充当記録)

第五条の四の二 (略)

2 (略)

第五条の五から第十五条まで (略)

(自動車環境管理計画書の提出等)

第十六条 (略)

2 条例第二十八条第一項に規定する自動車環境管理計画書は、平成二十三年度から始まる五箇年度ごとの各期間（以下この条において「自動車環境管理期間」という。）を計画期間として作成するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間を計画期間として作成するものとする。この場合において、これに引き続く自動車環境管理計画書の計画期間は、前項と同様とする。

一 条例第二十八条第一項に規定する特定事業者に該当することとなつた日（以下この条において「特定事業者該当日」という。）が自動車環境管理期間の開始年度の翌年度の四月一日から終了年度の十二月三十一日までの間である場合 当該特定事業者該当日の属する年度から当該年度の属する自動車環境管理期間の終了年度までの期間

二 特定事業者該当日が自動車環境管理期間の終了年度の一月一日から三月三十一日までの間である場合 当該特定事業者該当日が属する自動車環境管理期間の次の自動車環境管理期間

4 条例第二十八条第一項の規定による自動車環境管理計画書の提出は、特定事業者該当日又は計画期間が満了した日から三月以内に、別記第六号様式による自動車環境管理計画書提出書に、条例第二十八条第一項に規定する指針（以下「自動車環境管理指針」という。）に基づき作成する自動車環境管理計画書を添付して行わなければならない。

2 条例第二十八条第一項に規定する自動車環境管理計画書は、同項に規定する特定事業者に該当することとなつた日の属する年度から五年ごとに当該期間を計画期間として作成するものとする。

3 条例第二十八条第一項の規定による自動車環境管理計画書の提出は、同項に規定する特定事業者に該当することとなつた日から六十日以内（特定事業者に該当することとなつたときに提出した自動車環境管理計画書に引き続く自動車環境管理計画書の提出にあつては、計画期間の初年度の五月末日まで）に、別記第六号様式による自動車環境管理計画書提出書に、条例第二十八条第一項に規定する指針（以下「自動車環境管理指針」という。）に基づき作成する自動車環境管理計画書を添付して行わなければならない。

51 (現行のとおり)

第十六条の二から第八十二条まで (現行のとおり)

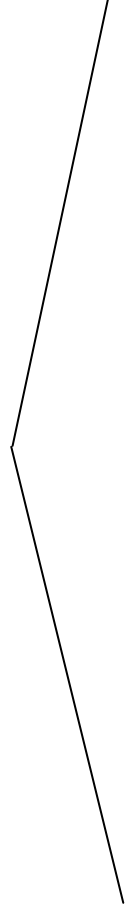
別表第一から別表第二十まで (現行のとおり)



41 (略)

第十六条の二から第八十二条まで (略)

別表第一から別表第二十まで (略)



年 月 日

東京都知事 殿

住 所  
氏 名  
〔法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地〕

削减量口座簿記録事項証明書交付申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の23の2第1項の規定により、削减量口座簿に記録されている事項であつて、次の管理口座に記録されているものうち、次の事項の証明書の交付を申請します。

口 座 番 号		管理口座 の 種 類	
口 座 に 係 る 指定地球温暖化 対策事業所の 情報 (指定管理口座 に限る。)	事業所の 名 称		
	事業所の 所 在 地		
	指定番号		
証 明 を 希 望 す る 事 項			
交 付 を 希 望 す る 数 <span style="float: right;">通</span>			
添 付 書 類		別添のとおり	
振替可能削減量等の管理を行 う 部 署 等 の 連 絡 先		(電話番号 <span style="float: right;">)</span>	
※受付欄			

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

別記第一号様式の十八の七から第一号様式の十八の十七まで (現行のとおり)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所  
氏 名  
〔法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地〕

一般管理口座更新申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21の2第2項の規定により一般管理口座の更新を次のとおり申請します。

口 座 番 号	
添 付 書 類	別添のとおり
振替可能削減量の管理を行う 部 署 等 の 連 絡 先  (電話番号 <span style="float: right;">)</span>	
※受付欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

別記第一号様式から第一号様式の十八の六まで (現行のとおり)

別記第一号様式の十八の七から第一号様式の十八の十七まで (略)

別記第一号様式から第一号様式の十八の六まで (略)

年 月 日

東京都知事 殿

住所  
氏名  
(法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地)

手数料減免申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の21第3項の規定により手数料の減額(免除)を次のとおり申請します。

申請の種類	1 減額	2 免除
口座番号		
手数料の減額又は免除の要件に関する事項		
添付書類	別添のとおり	
振替可能削減等の管理を行う部署等の連絡先	(電話番号 )	
※受付欄		

(日本工業規格A列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 「申請の種類」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

削減量口座簿記録事項証明書

第 年 月 日

殿  
東京都知事 印

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の23の2第2項の規定により、削減量口座簿に記録されている事項であつて、次の管理口座に記録されているものうち、次の事項について証明します。

管理口座の種類	
口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 指定番号
口座番号	
証明事項	
備考	

(日本工業規格A列4番)



第1号様式の21 (第5条の4の3関係)

		年 月 日
東京都知事 殿		
		住所 氏名 〔法人にあっては名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地〕
<b>充当記録等申請書</b>		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第5条の4の3第1項の規定により振替可能削減量等の充当記録又は当該充当記録のための義務充当を次のとおり申請します。		
一般管理口座番号 (特定地球温暖化対策事業者であった者に限る。)		
充当記録に係る指定地球温暖化対策事業所の情報	指定管理 口座番号	
	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	指定番号	
充当記録に係る情報	種 類	
	充当記録の量	
	識別番号	
	命令に係る 削減義務期間	
添 付 書 類	別添のとおり	
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先		(電話番号)
※受付欄		

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第1号様式の21 (第5条の4の2関係)

		年 月 日
東京都知事 殿		
		住所 氏名 〔法人にあっては名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地〕
<b>充当記録等申請書</b>		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第5条の4の2第1項の規定により振替可能削減量等の充当記録又は当該充当記録のための義務充当を次のとおり申請します。		
一般管理口座番号 (特定地球温暖化対策事業者であった者に限る。)		
充当記録に係る指定地球温暖化対策事業所の情報	指定管理 口座番号	
	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	指定番号	
充当記録に係る情報	種 類	
	充当記録の量	
	識別番号	
	命令に係る 削減義務期間	
添 付 書 類	別添のとおり	
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先		(電話番号)
※受付欄		

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。